飛騨市小中学校自動体外式除細動器(AED)借上業務　特記仕様書

本仕様書は、飛騨市内の小中学校における AED（以下「物品」という。）の賃貸借について、必要な事項を次のように定める。なお、当該物品の所有者は受注者とし、使用者を飛騨市とする。

仕様書

１．件名　飛市教借-1 号 飛騨市小中学校自動体外式除細動器(AED)借上業務

２．品名

自動体外式除細動器（AED）

３．数量

８台

４．納入場所

	施設名	住所
1	飛騨市立古川小学校	飛騨市古川町片原町 8-35
2	飛騨市立古川西小学校	飛騨市古川町杉崎 510
3	飛騨市立古川中学校	飛騨市古川町沼町 100
4	飛騨市立河合小学校	飛騨市河合町角川 91-2
5	飛騨市立宮川小学校	飛騨市宮川町林 258
6	飛騨市立神岡小学校	飛騨市神岡町船津 225
7	飛騨市立神岡中学校	飛騨市神岡町桜ケ丘 1
8	飛騨市立山之村小中学校	飛騨市神岡町森茂 1649-3

５．規格

(１)医療器具として薬事法上の承認を得ていること。
(２)JRC 蘇生ガイドライン２０２０に準拠していること。
(３)日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。
(４)非医療従事者の使用が認められている機器であること。
(５)小学生児童への使用が認められている機器であること。
(６)出力波形は二相性波形であること。
(７)保管温度－30℃から 60℃まで対応のこと。
(８)AED 使用可否について点検が可能であり、不具合や注意喚起を知らせる要件をすべてアラーム音とランプ等で知らせる機能を有すること。
(９)種々の体系や体位に対応可能な電極パッドであること。
(10)納入品は、新品とし、中古品は不可とする。

６．付属品及び消耗品（本体毎に次のものを設置するものとする）

（１）バッテリーは、借上期間内に１回以上必要に応じて交換すること

（２）除細動電極パッドは、借上期間内に１回以上必要に応じて交換すること

（３）キャリングケース

（４）衣料用ハサミ

（５）取扱説明書

７．保守条件等

（１）保証期間は AED 本体納入後８年とし、故障等が生じた場合は、担当技術員を派遣し、正常な状態に回復させること。

（２）設置器具に保守担当者の連絡先を明記すること。

（３）AED 設置場所を表示するシールを各施設に貼付すること。

（４）「６、付属品及び消耗品」に記載した（１）及び（２）は、賃貸借期間内において各々使用期限毎に設置場所に納入すること。また賃貸借期間内に AED を使用した場合には、（２）を速やかに設置場所に納入し、（１）については正常に使用できるよう必要に応じ設置場所へ納入すること。

（５）保守に要する費用、期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用は全て契約に含むものとする。

８．借上期間

令和９年２月１日から令和１７年１月３１日まで（９６ヶ月）

※この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとする。この場合において損害が生じたときの賠償額等については、飛騨市と契約者との間で協議のうえ定めることとする。

９．納品期限

令和９年１月３１日

１０．見積り方法

・AED 本体と付属品の借り上げ及び保守料金（９６ヶ月分）８台分の合計額（税抜き）を記入すること。

ただし、以下４点の条件も含む

・既存機器の回収・廃棄費用を含むこと。

・期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用を含むこと。

・破損、盗難、故障時の交換費を含むこと。

・製品の運搬納品、設置作業ならびに期間満了後の撤去費用も含むこと。

１１．支払い方法

・「１０．見積り方法」に記載した入札価格に消費税及び地方消費税加算して金額を９６等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じる場合は契約開始月に支払う。

１２．参考商品

・日本ストライカー株式会社　ライフパックＣＲ２

※上記規格等すべて満たす同等品で入札を希望する場合は、質疑書にて期日までに同等品の銘柄・規格等が容易に判断できる資料(カタログ等の写し)を添付して質問すること。